別紙

ランピースキン病に関するQ&A

2026年11月20日現在

１．基本的な事項

1-1 ランピースキン病はどのような病気ですか。

ランピースキン病ウイルスによって引き起こされる牛や水牛に感染する病気です。死亡率は１～５％と低いですが、皮膚の結節が特徴的であるほか、跛行（歩き方がおかしい）、水腫（むくみ）、発熱、鼻汁、流涙、食欲不振、乳量の減少等の症状が見られます。重傷の牛は死亡することもありますが、ほとんどの牛は発症しても徐々に回復します。主な感染経路は蚊、サシバエ、ヌカカ、マダニなどの吸血昆虫による機械的な伝播ですが、感染動物との接触で感染する場合もあります。

1-2 ランピースキン病ウイルスは人に感染しますか。

ランピースキン病ウイルスは人には感染しません。

1-3 本病の潜伏期間はどれくらいですか。

血液中にウイルスを投与した感染実験の結果では、潜伏期間は４～14日間であった、と報告されています。WOAH（国際獣疫事務局）によると実際の野外環境下での潜伏期間についての報告はないとされていますが、潜伏期間の長さは暴露されるウイルス量に左右されると考えられ、実際の野外環境下においては潜伏期間がより長くなる可能性もあります。

1-4 発症した牛は、どれくらいの期間で回復しますか。

発熱や乳量の低下等の皮膚病変以外の症状は、早期に回復します。また、皮膚病変の回復には数か月かかり、病状の重さによっては１～２年かかるものもあるとされています。

1-5 牛の品種間で感染のしやすさに違いはありますか。

ホルスタイン種と黒毛和種で感染のしやすさに違いがあるという報告はありませんが、海外の事例ではホルスタイン種がコブ牛より感染しやすいという報告もあり、品種によって感染しやすさに違いがあることは知られています。これまでの国内事例ではホルスタイン種で多くの発症が確認されています。泌乳中の乳牛はストレスを多く受けることから、より感染等が生じやすい可能性があると思われます。

２． 防疫対策について

2-1 ランピースキン病を疑う際、どのような症状に注目すると良いですか。

一般的には、皮膚の結節に加え、発熱、跛行、蹄冠の腫れ等が確認されています。特に発熱や食欲不振については、感染初期に皮膚病変が確認されなくても認められること、実際の国内発生事例でも好発した所見であるので、発熱や食欲不振の有無については、特に注意して注目するようにしてください。

2-2 ランピースキン病の家畜伝染病予防法上の取扱いが変わったのですか。

本病は、2026 年６月末までは、家畜伝染病予防法上「家畜伝染病（法定伝染病）」でなかったことから、2024 年 11 月の国内発生では、法的強制力をもったまん延防止措置を講じることができなかったことが、感染拡大の一因となったのではないかと考えられました。今後も本病が国内で発生し、まん延するリスクは十分に想定されることから、2026 年７月１日付けで、「家畜伝染病（法定伝染病）」に本病を格上げし、殺処分の命令などの法的強制力をもったまん延防止措置を行うことができるようにしました。

2-3 牛の飼養農場でどのような防疫対策が必要でしょうか。

ランピースキン病を発症した牛の早期発見が重要であることから、定期的に観察し、本病が疑われる症状が認められた牛は吸血昆虫対策をしつつ、速やかに隔離するとともに、家畜保健衛生所に相談して下さい。また、サシバエ等による伝播を防ぐため、殺虫剤の散布等の吸血昆虫対策が重要です。さらに、器具を介した感染を防ぐため、飼養器具等の洗浄・消毒、血液を介した感染を防ぐため、注射針、直検手袋や人工授精用器具の一頭ごとの交換または消毒も重要です。

2-4 ランピースキン病が発生した農場では、家畜伝染病予防法に基づきどのような措置が講じられるのですか。

ランピースキン病の感染が確認された牛（患畜、疑似患畜）は、家畜伝染病予防法第 17 条の規定に基づき、都道府県知事から当該牛の所有者に対して殺処分命令が発せられることとなります。さらに、家畜伝染病予防法第 23 条に基づき、患畜等由来の生乳、発生農場由来の精液は汚染物品として焼却、埋却又は消毒を行う必要があります。また、発生農場及び発生農場を中心とした半径５km以内の周辺農場（発生状況に応じて 20 km以内まで拡大可能）においては、家畜伝染病予防法第 32 条に基づき、生きた牛の他の農場、家畜市場等への移動（と畜場への出荷を除く。）が制限される場合があります。

2-5 ランピースキン病のまん延防止にはどのような防疫対策が有効でしょうか。

農場内や他の農場への感染拡大を防ぐため、患畜等の殺処分により発生源をなくすとともに、ワクチン接種が有効です。ただし、ワクチンのみに頼るのではなく、吸血昆虫対策、畜舎や飼養器具の清掃・消毒、農場間を移動する車両などでの駆虫も重要です。また、患畜等が殺処分されるまでの間、患畜等を隔離するとともに、防虫ネットの設置や牛体への吸血昆虫の忌避剤を利用することも重要です。

2-6 吸血昆虫の対策はどのように行えばよいですか。

吸血昆虫のなかでも、個体数や吸血頻度が多いサシバエ対策が特に重要です。卵、幼虫及びさなぎ対策として、堆肥については、適切な頻度での切り返しや水分管理によって発酵熱を高め、殺虫を行うことが推奨されます。また、牛舎壁の隅、牛舎内の溝、ウォーターカップ下、通路のゴムマットの下やその隙間等の清掃や、幼虫等が多く生息する傾向のある牛舎内の成牛の踏まない場所（特に牛舎隅等）や子牛の牛床全体への昆虫成長制御剤（IGR 剤）の散布が有効です。

成虫対策としては、成虫が発生した場合には、殺虫剤の散布による防除が推奨されます。なお、連続的に同一系統の薬剤を使用することはサシバエによる薬剤抵抗性の獲得を助長しかねないことから、作用機序の異なる薬剤をローテーションで使用することが推奨されますので留意ください。また、牛舎に成虫を近づけない観点から、網目が６ミリメートルの薬剤含浸防虫ネット及びハエ取り紙の牛舎への設置、サシバエの休息場所となる牛舎周辺の草刈り等が有効です。

以下の URL から、当方作成のリーフレットも参照ください。

ランピースキン病に関する情報：農林水産省

2-7 消毒はどのように行えばよいですか。

本病ウイルスは、エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石鹸等の多くの消毒薬が有効です。踏込消毒槽を含め、畜舎の消毒を徹底しましょう。詳しくは当方作成のリーフレットを参照ください。

2-8 ランピースキン病ワクチンはどのようなものですか。

現在、国内で医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認を得ているワクチンはありませんが、近年の韓国での発生を踏まえ、農林水産省「ランピースキン病対策検討会」（Ｒ５年度設置）における専門家による議論の結果、発生に備えてワクチンを輸入・備蓄することが望ましいとされ、備蓄ワクチンについては、

・複数の国で使用実績があること

・論文等により一定の安全性及び有効性が確認されていること

等から、MSD Animal Health 社のランピースキン病ワクチンが推奨されたところです。

それを受けて、現在、同社製ワクチンを国が輸入、備蓄し、発生都道府県に対し配布することとしています。

当該輸入ワクチンについては、内閣府食品安全委員会が食品健康影響評価において、「ランピースキン病ワクチンを接種した牛に由来する製品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」としております。

なお、国内で発生が確認された場合、原則、発生農場及び発生農場を中心とした半径５km以内の農場に対して、家畜伝染病予防法第 31 条に基づき、緊急的にワクチン接種が行われます。

2-9 ランピースキン病ワクチンの有効性は確認されていますか。

アフリカ、欧州、アジア等の発生国でワクチン接種が実施され、清浄化や発生数の減少が確認されています。特に、韓国では、全頭へのワクチン接種以降、発生件数が大幅に減少しました。また、ワクチン接種はランピースキン病撲滅のために最も有効なツールとして国際機関（WOAH、EFSA）が推奨しています。

2-10 ランピースキン病ワクチンの牛に対する安全性は確認されていますか。

海外では、国内で備蓄している製品の同等製品が 15 年以上にわたり約 3,000 万ドーズ以上が使用され、重篤な症状等を示した事例がほとんどなかったことが報告されています。一時的な乳量

減少や注射部位の腫れ、皮膚の結節等の副反応見られますが、通常は治療しなくても消失します。なお、ワクチンの接種部位が腫脹しやすくなるため、尾根部や肘部等への接種は推奨されず、頸部への接種が推奨されます。

また、ワクチンは発症を抑えるものであり、感染を完全に防ぐものではありませんので、皮膚の結節等が継続する等、野外株の感染が疑われる場合は家畜保健衛生所にご連絡ください。

2-11 ランピースキン病のワクチンを接種するメリットはありますか。

ランピースキン病ワクチンは発症予防の効果があり、発生地域での感染拡大の抑制に繋がります。また、ランピースキン病ワクチンは接種後３週間で免疫効果が発現することから、発生農場であってもワクチン接種後３週間を経過した牛は、臨床的に異状がなければ家畜市場等への出荷は可能です。

2-12 ランピースキン病のワクチンを接種した牛を導入した場合、その牛が感染源となって病気を広げる恐れはあるのですか。

ランピースキン病ワクチンは感染を完全に防げるものではありませんが、接種牛が万一野外株に感染していたとしても、ワクチン接種後３週間経過しておりかつ臨床的な異状がない場合には、その牛が移動先に本病をまん延させるリスクは非常に低いと考えられます。

ランピースキン病ウイルスに感染した牛においては、病変部（結節の上皮）にウイルスが多く集積することが知られています。ワクチン接種牛では、病変の出現が抑えられることで上述のまん延リスクの低減に繋がります。

2-13 ランピースキン病ワクチンを接種することにより、と畜場への出荷など流通面で制約を受けますか。

ワクチン接種後 20 日を経過すれば、と畜場に出荷できるようになります。ワクチン接種牛由来の牛肉については、国内流通上の制約はありません。

2-14 ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や牛肉は安全ですか。

2024 年３月に内閣府食品安全委員会が通知した食品安全影響評価にて、「ランピースキン病ワクチンを接種した牛に由来する製品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」との評価を受けており、ランピースキン病ワクチンを接種した牛の生乳や肉を食べても人の健康には影響ありません。

３．支援策について

3-1 患畜等の殺処分を行った生産者に対して支援はありますか。

患畜等の殺処分を行った場合、家畜伝染病予防法に基づき患畜については評価額の３分の１、疑似患畜については評価額の５分の４の手当金が交付されます。

3-2 本病の防疫対策要領に基づき処分された患畜等の生乳、精液に対して支援はありますか。

患畜等の生乳、精液については、本病のウイルスに汚染又は汚染したおそれがある汚染物品として家畜伝染病予防法第 23 条に基づき処分されます。処分した汚染物品については、評価額の５分の４の手当金が交付されます。

3-3 吸血昆虫対策について、支援はありますか。

本病の発生県・発生地域での吸血昆虫対策については、家畜伝染病予防費や家畜生産農場衛生対策事業により支援可能です。

3-4 ランピースキン病発生により牛の移動が制限されたため、収入の減少や費用の増加が生じていますが、何か支援はありますか。

ランピースキン病発生に伴い、家畜伝染病予防法に基づく移動制限の対象となった場合、家畜伝染病予防法第 60 条第２項の規定に基づき、制限に起因する売上の減少額、飼料費のかかり増し等が支援の対象となります。また、経営の維持安定に必要な資金については、農林漁業セーフティネット資金の活用が可能です。（株）日本政策金融公庫の各支店等に御相談ください。

４．輸出への影響について

ランピースキン病発生後も日本の畜産物を輸出することはできますか。

以下を除き、基本的にこれまで通り輸出することができます。

【EU 及び英国向け】牛内臓（横隔膜及び咬筋を除く。）

なお、米国向けについては、2024 年 12 月 19 日以降、ワクチン接種都道府県（福岡県）由来の牛肉は輸出することができませんでしたが、2025 年 3 月 19 日より輸出が再開されました。